

平成29年度 第1回

鹿屋市男女共同参画審議会資料

日 時：平成29年10月18日（水）
午後1時30分～

場 所：市役所 第3委員会室（議会棟2階）

【 目 次 】

I 次期かのや男女共同参画プランの策定について	1
II 男女共同参画推進のための本市の主な取組について	
1 男女共同参画推進事業における取組	3
2 かのや男女共同参画プランと主な事業内容	4
3 鹿屋市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の体系	5

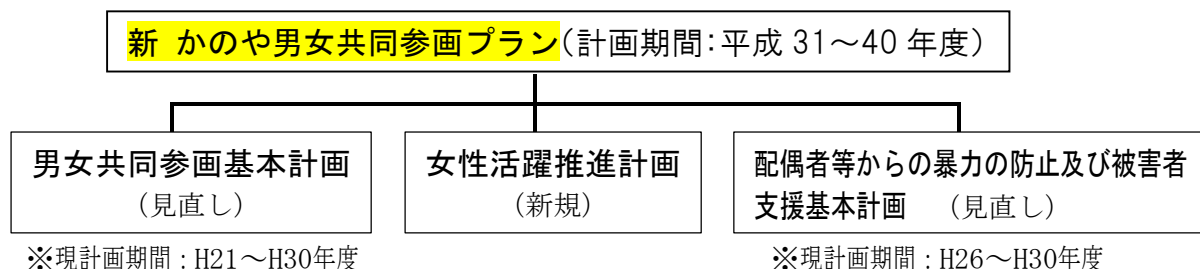
【 別 添 】 鹿屋市男女共同参画市民意識調査報告書（概要版）

鹿屋市 市民生活部 市民課
（男女共同参画推進室）

I 次期かのかや男女共同参画プランの策定について

1 プラン策定の目的

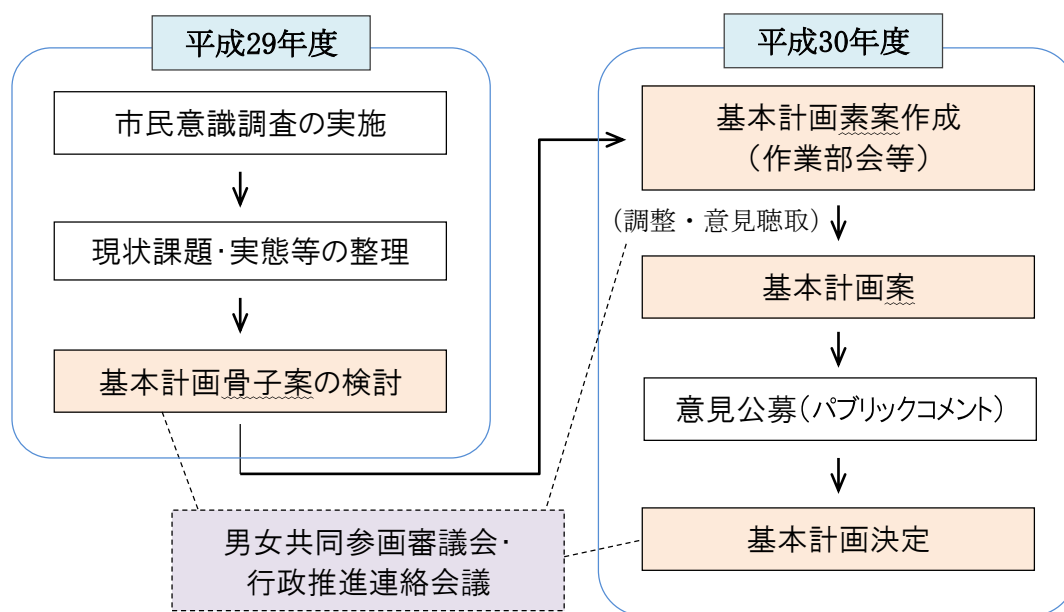
鹿屋市男女共同参画推進条例に基づき、男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた施策を、市民や事業者等と連携・協力して総合的かつ計画的に推進するため、次期かのかや男女共同参画プラン（基本計画）を策定するもの



〔背景〕

社会経済情勢等の変化	現状に見る課題	国・県・本市の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来 ・ 単身世帯やひとり親世帯の増加など家族形態の多様化 ・ 女性の就業を取り巻く環境の変化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根強い固定的性別役割分担意識 ・ 男女共同参画に対する正しい理解の浸透 ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が困難な状況 ・ 女性に対する暴力（DV）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の第4次男女共同参画基本計画策定（H27. 12） ・ 女性活躍推進法の制定（H27. 8） ・ 第3次鹿児島県男女共同参画基本計画 策定中 ・ 鹿屋市男女共同参画推進条例の施行（H28. 4）等

2 プラン策定の主な流れとスケジュール



〔スケジュール案〕

平成29年11月まで	市民意識調査実施 ～ 調査結果の取りまとめ
11月～翌2月	次期基本計画骨子案の検討
平成30年3月	男女共同参画審議会での審議などを経て、基本計画骨子案決定
平成30年4月～6月	基本計画素案作成（関係課による作業部会等）
7月～11月	各課への意見照会、行政推進連絡会議での協議等
9月～12月	並行して男女共同参画審議会での審議 → 基本計画案の決定
12月～1月	意見公募手続（パブリックコメント）実施 ※12月又は2月に市議会へ基本計画案を報告
平成31年2月	パブコメ結果を踏まえ、基本計画案の最終調整・決定
3月	報告書印刷・製本、関係機関等へ送付
4月～	基本計画の周知・広報

3 県内の主な自治体における男女共同参画基本計画の策定状況（参考）

自治体名	直近の 計画策定年度	計画期間	次の計画の一体的策定	
			女性活躍	DV防止
鹿屋市	平成30年度	平成31～40年度の予定 (10年間)	○	○
鹿児島県	平成29年度	平成30～34年度(予定) (5年間)	別途 (H28年度)	別途 (H20年度)
霧島市	〃	平成30～39年度(予定) (10年間)	○	○
志布志市	〃	平成30～34年度(予定) (5年間)	○	○
出水市	〃	平成30～34年度(予定) (5年間)	—	○
鹿児島市	平成28年度 (中間見直し)	平成24～33年度 (10年間)	○	○
奄美市	平成28年度 (中間見直し)	平成24～33年度 (10年間)	○	別途
薩摩川内市	平成27年度	平成28～37年度 (10年間)	○	○

※男女共同参画基本計画は、県下43市町村すべてが策定済み

〔参考〕女性活躍推進計画の策定根拠について

市町村は、(国の)基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条②)

II 男女共同参画推進のための本市の主な取組について

1 男女共同参画推進事業における取組

事業の目的

鹿屋市男女共同参画推進条例及びかのや男女共同参画プランに基づき、男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた施策を、全庁的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進する。

事業内容

市は、鹿屋市男女共同参画推進条例に定める以下の基本理念及び基本的施策にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を実施。また、市民、事業者等、国・県等との連携に努めつつ推進する（→ 市民や事業者等は市の施策推進に協力）。（市条例第4条、第13条）

男女共同参画推進のための6つの基本理念（市条例第3条）

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 男女の人権の尊重 | 4 家庭生活における活動と他の活動の両立 |
| 2 社会における制度又は慣行についての配慮 | 5 男女の性についての理解と配慮 |
| 3 政策等の立案及び決定への共同参画 | 6 国際的協調 |

推進のための市の基本的施策と主な取組

（基本的施策：市条例第13条）

〔市の基本的施策〕

〔主な取組〕

◇推進体制の整備

- ・かのや男女共同参画プラン（以下「プラン」）に基づく施策・事業の推進（→ 別紙のとおり、関係各課で取組）
- ・男女共同参画審議会、行政推進連絡会議等の設置

◇基本計画の策定

- ・H28年度：事業所アンケート調査実施
- ・H29年度：市民意識調査の実施及び次期プランの骨子案の検討
- ・H30年度：次期プランを策定予定
- ・男女共同参画審議会、行政推進連絡会議における調査審議等

◇施策立案等への男女共同参画機会の確保

- ・市の審議会等への女性委員登用率をH30年度までに30%とすることを目標に登用促進 【目標】
- ・H21.3末：20.9% → H29.3末：26.8% → H31.3末：30%
- ・女性人材リストの充実及び登録者の活用推進

◇市民・事業者等の理解のための広報啓発

- ・市民向け講演会や出前講座の実施
- ・企業等向け啓発セミナー、市職員向け研修会の実施
- ・男女共同参画 News（広報紙）の発行、市広報誌・ホームページによる各種広報

◇ワーク・ライフ・バランスの推進

◇市民・事業者等の活動支援

- ・お届けセミナーとして、各種団体や事業所等が主催する研修会等へ講師を派遣

◇DV防止等

- ・若年層（中・高校生）からの教育（研修）の実施
- ・女性に対する暴力根絶に向けたパープルリボン運動の実施

かのや男女共同参画プラン

基本理念

男女がお互いに認め合い、ともに創り・育てるまちをめざします

計画期間等

〔計画期間〕 平成21年度から平成30年度まで（10年間）

〔計画の性格〕 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として、市民意識調査の結果を踏まえて平成21年3月に策定。平成25年3月に一部変更

〔推進体制〕 「男女共同参画審議会」の意見及び市民・各種団体等の要望等を、関係課長で組織する「男女共同参画行政推進連絡会議」に報告し、関係各課の連携を図りながら推進する。

計画体系と施策・事業等

基本目標	重点項目	施策の方向	具体的施策	主な事業内容（平成28年度～29年度）
基本目標Ⅰ 人権尊重の視点に立った男女平等意識の確立	1 固定的な性別役割分担意識の解消	①意識改革のための広報・啓発の推進 ②男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しへの取組	・広報啓発誌、リーフレット等による広報啓発 ・学習の機会の提供	・情報紙や男女共同参画啓発リーフレット等による広報啓発、各種講座等の開催（市民課） ・「家庭教育ガイド」を活用した広報啓発（生涯学習課） ・労働環境改善等に係る情報の広報啓発（商工振興課）
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	③学校等における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 ④家庭・職場・地域における男女共同参画に関する教育・学習の推進	・指導者等への研修会の実施 ・男女平等教育の推進 ・講演会・研修会等の開催	・校長・教頭研修会での指導、人権同和教育や道徳教育の推進、学級活動や保健学習の充実等（学校教育課） ・学校での人権・デートDV防止研修会、男女共同参画に係る市民、企業等及び市職員を対象とした講演会、研修会等の開催（市民課） ・家庭教育学級・家庭教育講演会、子育て講座、出前講座の開催（生涯学習課）
	3 人権尊重への取組	⑤あらゆる暴力の防止と根絶に向けた広報・啓発の推進 ⑥DV・セクハラ被害者の保護と支援体制の充実 ⑦生涯にわたる心身の健康支援	・あらゆる暴力の防止対策の推進 ・被害者への相談体制の充実 ・被害者への支援体制の充実 ・心身の健康づくりの支援 ・性差を考慮した健康支援	・人権相談所開設、人権週間街頭啓発、パープルリボン運動期間の啓発、DV被害者支援研修会開催や情報保護措置等（市民課） ・配偶者暴力相談支援センターの設置（相談体制充実）、DV被害者支援施設への入所支援等 ・人権問題講演会や人権啓発標語・ポスター展の開催（生涯学習課） ・DV被害者の市営住宅優先入居措置による支援（建築住宅課） ・職員へのセクハラ防止啓発や相談体制の充実、人権啓発研修の開催（総務課） ・スクール・セクハラ防止研修や相談体制の整備、市指針の学校への周知等（学校教育課） ・こころの健康相談、各種健診や健康増進事業、保健指導の実施等（健康増進課） ・生涯スポーツ振興のための各種スポーツ大会・イベントの開催（市民スポーツ課）
基本目標Ⅱ 男女がともに安心して暮らせる環境の整備	4 ワーク・ライフ・バランスの促進	⑧多様な働き方に対応する就業環境の整備 ⑨家庭における男女共同参画の促進	・講演会・セミナーの開催 ・就業を促進するための環境の整備 ・家庭における男女共同参画の促進	・多様な働き方を推進するため企業等向け研修会の開催（市民課） ・就業・創業等支援のため各種セミナー開催や相談対応、企業立地推進等（産業振興課） ・市民向けパソコン講座の開催（情報行政課） ・就労機会提供のため、各種セミナーや就職合同面接会等の広報（商工振興課） ・職員の育児・介護休業等の取得促進、ノー残業デー等による時間外勤務縮減（総務課）
	5 農林水産業・商工業の自営業等における男女共同参画の促進	⑩働きやすい労働環境の整備 ⑪女性の経済的地位の向上に対する施策の推進	・情報・学習機会の提供 ・労働環境の整備 ・地位及び技術向上のための啓発活動や環境整備	・家族経営協定の締結推進（農林水産課） ・各種職業訓練講座等の広報、勤労者サービスセンター支援による中小企業勤労者等の福祉向上（商工振興課） ・女性農業委員の登用促進、研修会への参加促進（農業委員会）
	6 安心して子育てができる支援体制の整備	⑫多様なライフスタイルに対応する子育て支援策の充実 ⑬地域における子育て支援の推進 ⑭安心して子どもを生み育てる環境づくりの推進	・保育サービス（延長・休日・一時・病児・障害児・学童保育）の拡充 ・子育てに関する情報提供と学習機会の提供 ・子育て支援のためのネットワークづくり ・地域子育てサークル活動への支援 ・子育てに関する相談体制の充実 ・子育て家庭への経済的支援 ・児童虐待防止と救済に向けた取組の推進 ・ひとり親家庭への経済的支援及び就業支援の充実	・保育サービス（延長・休日・一時・病児・障害児・学童保育）、子育て支援（便利帳配布、すくすくメール、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センターや地域組織活動育成事業等）、経済的支援（児童手当支給、医療費助成、紙おむつ購入助成）、家庭児童相談員や母子自立支援員による相談対応、児童虐待防止ネットワークによる支援、ひとり親家庭の支援（児童扶養手当支給、医療費助成、教育訓練等支援）ほか（子育て支援課） ・妊娠・出産・育児に関する支援の実施（母子相談、特定不妊治療費助成、乳幼児健診・保健指導、母子保健推進員の乳幼児訪問、パパママ教室等）（健康増進課） ・子育て応援教室の実施（商工振興課勤労者交流センター）
7 高齢者や障害者が安心して暮らせる支援体制の整備	⑮高齢者・障害者の社会参画を促進する環境の整備 ⑯介護支援体制の充実	・高齢者の生活安定と自立支援 ・障害者の生活安定と自立支援 ・公共施設等のバリアフリーの推進 ・介護予防に関する教育・相談の実施 ・要介護者への支援体制の充実 ・介護保険制度・介護休暇制度の周知 ・介護に関するネットワークづくり	・高齢者クラブ活動助成やシルバー人材センター運営補助、地域包括支援センター事業、在宅福祉アドバイザーによる見守り活動、いきがい対応型デイサービスの実施、介護保険制度の広報啓発等、高齢者への健康教育・健康相談、ぴんぴん元気教室等の開催（高齢福祉課） ・高齢者大学・学級の開設（生涯学習課中央公民館） ・障害者福祉サービスの実施（広域での相談支援、日常生活用具・舗装具給付、重度心身障害者医療費助成、更正・育成医療給付、特障手当等支給、ホームヘルプサービス、ショートステイ、障害児通所支援、手話奉仕員等養成・派遣や「声の広報」発行等）（福祉政策課） ・障害児保育の推進（子育て支援課） ・市営住宅や公園のバリアフリー化推進（建築住宅課、都市政策課）、歩道の段差解消（道路建設課）	

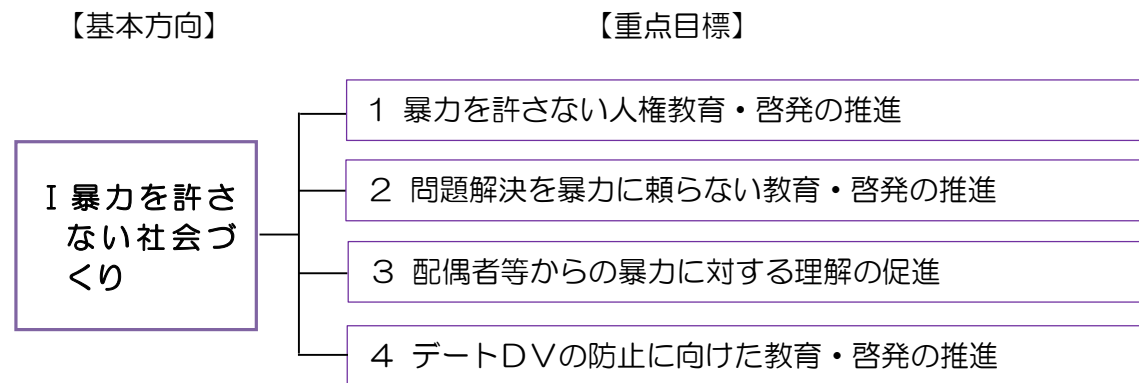
基本目標	重点項目	施策の方向	具体的施策	主な事業内容（平成28年度～29年度）
基本目標Ⅲ 男女共同参画による活力ある地域づくりの推進	8 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	⑰女性の人材育成とチャレンジ支援	・人材育成及びチャレンジ支援	・社会教育有志指導者研修(女性教育) 初級・中級への参加促進 (生涯学習課) ・男女共同参画に関する講座や研修会の広報及び参加促進、女性人材リストの活用推進等 (市民課)
		⑱あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進	・各種審議会・委員会等における慣行の見直し ・地域活動における方針決定過程への女性参画の促進 ・女性の人材発掘及び活用の推進	・勤労者交流センター教養講座の実施 (商工振興課) ・女性農業委員による農地相談対応 (農業委員会) ・研修等を通じた女性職員の多様なキャリア形成の支援や能力発揮のための環境づくり、育休職員の通信教育受講等 (総務課) ・各種審議会等への女性委員の登用率向上に向けた対応 (関係各課) (H26年度末:25.1% → H27年度末:26.1% → H28年度末:26.8%)
	9 市民と行政の共生・協働の推進	⑲市民と行政の協働による地域づくりの推進	・市民の自主的な活動への支援	・市民団体等の活動支援(市民活動支援事業、市民活動総合補償制度)、地域おこし協力隊員の配置による地域活性化支援、国際交流や国際協力活動推進のための各種イベント開催、国際交流員による語学指導等 (地域活力推進課)
		⑳国際交流への理解・協力の促進	・外国人との交流や日本人英語指導講師を活用した学習機会の提供	・肝属川クリーン作戦や市民一斉清掃の実施、環境フェスタや環境出前講座等による環境意識の啓発等 (生活環境課)
		㉑環境保全への取組	・環境保全への計画的な取組 ・ごみの減量やリサイクルの推進	
	10 防災の分野における男女共同参画の推進	㉒防災における男女共同参画の推進	・防災の現場における男女共同参画の推進	・女性消防隊の発足及び同隊による活動(火災予防啓発活動等)の促進 (安全安心課)

3 鹿屋市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の体系

鹿屋市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画

めざすべき姿
DV (ドメスティック・バイオレンス) を許さない
誰もが安心して暮らせる地域社会の創造

計画期間等
〔計画期間〕 平成26年度から平成30年度まで (5年間)
〔計画の性格〕 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村計画として、県の計画や市民意識調査の結果を踏まえて平成26年3月に策定



※本計画については、男女共同参画プランの基本目標Ⅰ-重点項目2・3及び基本目標Ⅱ-重点項目6・7と関連しており、合わせて関係各課で推進

